

毎週火、金曜日発行(但休日^に当るときは翌日)
昭和四年十月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

昭和二十九年七月一日
号 外 木曜日

目次
◇教育規則 鳥取縣教育財産事務取扱規則

規 則

鳥取縣教育財産事務取扱規則をここに公布する。

昭和二十九年七月一日

鳥取縣教育委員会委員長 荻原治郎

鳥取縣教育委員会規則第七号

鳥取縣教育財産事務取扱規則

第一章 總 則

(この規則の趣旨)

第一條 教育財産の取得、管理及び處分に關する事務取扱については別に定められたものの外、この規則の定めるところによる。

(定義)

第二條 この規則で「教育財産(以下「財産」という。)」とは條例第二條に規定するものうち教育委員会法(昭和二十三年法律第七十号)第四十九條第二号に規定する財産をいう。

2 この規則で「條例」とは鳥取縣縣有財産及び營造物

に關する條例(昭和二十九年四月鳥取縣條例第十號)をいう。

(重要な機械器具等の指定)

第三條 條例第二條第一項第五號の規定により知事が指定した重要な機械器具等は別表に掲げるとおりである

(財産の管理者)

第四條 財産の管理は教育長が行う

(財産の管理事務取扱者)

第五條 教育長は財産の管理事務を管理課(以下「主管課」という)の長に行わせるものとする

2、前項の事務の一部を學校圖書館、科學館(以下「所屬主体」という)の長に分掌させることができる

第二章 取得

(財産の買入)

第六條 財産を購入しようとするときは次に掲げる事項を調査しなければならない。

一 購入しようとする理由

二 所在地名及び地番

三 土地の地目及び面積、建物の構造及び坪數又はその他の財産における種類數量等

四 購入予定價格及びその單價

五 價格算定の根據

六 相手方の住所及び氏名、但し法人の場合はその住所、名稱及び代表者氏名

七 豫算額及び經費の支出科目

八 契約方法が指名競争入札による場合又は隨意契約による場合はその法的根據

九 契約書案

十 關係図面(字図寫、位置図、實測図)

十一 土地建物に關する登記簿謄本

十二 購入建物の敷地が第三者の所有にかかるものについてはその數量、所有者の住所氏名及びその承諾書

十三 その他參考となる事項

(財産の寄附受納)

第七條 財産の寄附を受納しようとするときは次に掲げる事項を調査しなければならない。

一 寄附を受けようとする理由

二 所在地名及び地番

三 土地の地目及び面積建物の構造及び坪數又はその他の財産における種類數量等

四 財産の時價見積額及び見積單價

五 寄附しようとする者の住所及び氏名 但し法人の場合はその住所名稱及び代表者の氏名

六 關係図面(字図寫、位置図、實測図)

七 土地建物については登記簿謄本

八 寄附建物の敷地が第三者の所有にかかるものについてはその數量所有者の住所氏名及びその承諾書

九 寄附に際し條件があるものについてはその内容

十 寄附者が公共団体又はその他の法人である場合は当該議決機關の議決書寫又はこれにかわる書類の寫

十一 寄附申込書(様式第一号)

十二 その他參考となる事項

(新築(造)増改築(造)又は移築)

第八條 建物、船舶等を新築(造)し増改築(造)し又は移築したときは次に掲げる事項を調査しなければならない。

一 新築(造)増改築(造)又は移築の理由(名稱、使用目的)

二 建物敷地の所在地名及び地番(移築にあつては従前の敷地の分を含む)

三 敷地の地目及び面積並びに取得價格

四 敷地の所有者の氏名及びその承諾書(縣有土地を除く)

五 新築(造)増改築(造)又は移築をしたものの構造及び坪數、數量(船舶等にあつては總トン數、馬力數等を含む)

六 建築(造)價格

七 しゅん、工年月日

八 關係図面

九 登記簿抄本又は登録簿抄本

(権利の設定)

第九條 地上權、地役權、その他これに準ずる權利を設定しようとするときは次に掲げる事項を調査しなければならない。

- 一 設定しようとする理由
- 二 所在地名及び地番
- 三 土地の地目及び面積建物の構造及び坪数、又はその他の財産における種類數量等
- 四 借料(又は損料)及びその單價
- 五 價格算定の根據
- 六 相手方の住所及び氏名但し法人の場合はその住所名稱及び代表者の氏名
- 七 契約書案
- 八 關係図面
- 九 その他参考となる事項

(登記又は登録)

第十條 條例第五條に定める登記又は登録については登記囑託者又はこれに替る名議人を知事とする

2 登記又は登録を完了したときは登記簿の寫又はこれにかわる證據書類を領置しなければならない。

第三章 管理

(財産の維持及び保存)

第十一條 財産については常に現況を把握し特に次の事項に注意しなければならない。

- 一 財産の維持保存及び使用の適否
- 二 使用させ又は、貸し付けた財産の使用收益及びその使用料又は貸付料の適否
- 三 土地の境界
- 四 財産の増減とその證據書類との符合
- 五 財産と登記簿及び財産台帳並びにその付屬図面との符合
- 六 財産台帳記載事項の適否

(財産台帳)

第十二條 條例第九條に定める財産台帳(様式第九号から様式第九号の九まで以下「台帳」という)を調整し變動の都度これを修正しなければならない。

2 所屬主体の長は前項に規定する台帳の副本を調整し變動の都度これを修正するものとする

第十三條 台帳及び副本台帳には土地について字図寫、建物については平面図その他の財産について必要があるときは關係図面を添え變動の都度これを修正しなければならない。

(損害報告)

第十四條 所屬主体の長は、天災その他の事故により財産が滅失し又は、損したときは直ちに次に掲げる事項を教育長に報告しなければならない。

- 一 事故發生の日時及び発見の動機
- 二 滅失又は、損の原因
- 三 被害の數量及びその程度

四 被害見積價格及び復旧可能のものについては復旧見込額

五 き損した財産の保全又は復旧のためにとつた應急処置

六 損害保険を付してあるものについてはその金額及びその取得見込額

七、その他参考となる事項

(財産の用途の變更又は廢止)

第十五條 財産の用途を變更し又は廢止しようとするときはその財産台帳の記載事項、用途の變更又は廢止の理由その他必要な事項を調査しなければならない。

(財産の貸付)

第十六條 財産を貸し付けようとするときは借受願人に教育財産借受願書(様式第二号)を提出させ内容及び貸付料算定の根據等を調査の上契約書を作成しなければならない。

2 前項の借受願書には縣内に居住して固定した収入を

もつて獨立の生計を営む者で適當と認められる連帯保
證人を立てなければならぬ。但し國又は公共團體に
貸し付けるとき又はその必要がないと認めるときはこ
の限りでない

3 連帯保證人が前項の資格を欠くに至つたときは直ち
に新たな連帯保證人をたて教育財産借受連帯保證人變
更届書(様式第三号)を提出しなければならない。

(財産の貸付期間の延長及び更新)

第十七條 條例第十四條第一項に定める期間内において、
貸付期間の延長をしようとするときは借受人に教育財
産借受期間延長願書(様式第四号)を借受期間満了の
日の十五日前までに提出させ内容調査の上契約書案を
作成しなければならない。

(使用財産又は貸付財産の使用目的變更の承認)

第十八條 條例第十六條第一項又は條例第十八條第三号
の規定により使用財産又は貸付財産の使用目的變更の
承認をしようとするときは使用者又は借受人に使用(

借受)教育財産の使用目的變更承認願書(様式第五号)
を提出させ内容を調査しなければならない。

(使用財産又は貸付財産の原形變更の承認)

第十九條 條例第十六條第一項及び條例第十八條第三号
の規定により使用財産又は貸付財産の原形變更の承認
をしようとするときは使用者又は借受人に使用(借受)
教育財産の原形變更承認願書(様式第六号)を提出さ
せ内容を調査しなければならない

(財産借受人又は連帯保證人の住所氏名等の變更)

第二十條 財産借受人又は連帯保證人が住所氏名、(法
人にあつては名稱、代表者氏名)を變更したときは直
ちに教育財産借受人住所氏名變更届書(様式第七
号)を提出させなければならない

(財産の返還届)

第二十一條 財産貸付期間満了のとき又は契約解除のと
きは借受人に借受財産返還届書(様式第八号)を提出
させなければならない

第四章 処 分

(財産の用途廢止)

第二十二條 財産の用途を廢止しようとするときは次に
掲げる事項を調査しなければならない

- 一 廢止しようとする理由
- 二 所在地名及び地番
- 三 土地の地目及び面積、建物の構造及び坪数又はそ
の他の財産における種類、数量等
- 四 その他参考となる事項

附 則

この規則は公布の日から施行する。

(様式第一号)

寄附 申 込 書

一 寄附しようとする理由

二 物件の表示

1 所在地名及び地番

2 土地の地目又は建物の種類構造

3 数 量

三 財産の時價、見積價格及び見積單價

四 添付書類

1 登記簿謄本又は登録簿謄本の寫

2 關係図面(字図寫、位置図又は實測図)

右の財産を受納されるよう申し込みます

年 月 日

申込人 住所 氏名

Ⓜ

鳥取縣教育委員會殿

(様式第二号)

教育 財 産 借 受 願 書

一 所在地名及び地番

二 土地の地目、又は建物の種類、構造

三 數 量

四 借受目的又は用途

五 借受希望期間

六 借受希望料金

七 借受願を提出する理由
 八 関係図面(別紙のとおり字図寫、位置図、實測図)
 右の財産を鳥取縣縣有財産及び營造物に關する條例(昭和二十九年鳥取縣條例第十号)の規定によつて借り受けたいので貸し付けて下さるようお願いいたします

年 月 日
 借受願人 住 所
 氏 名
 連帯保證人 住 所
 氏 名

鳥取縣教育委員會殿

(様式第三号)

教育財産借受連帯保證人變更届

- 一 所在地名及び地番
- 二 土地の地目、又は建物の種類、構造
- 三 数量
- 四 借受目的又は用途

五 借受期間
 六 借受料金
 七 旧連帯保證人 住 所 氏 名
 八 連帯保證人變更の理由
 右のとおり變更しましたから連署でお届けします

年 月 日
 借 受 人 住 所
 氏 名
 連帯保證人 住 所
 氏 名

鳥取縣教育委員會殿

(様式第四号)

教育財産借受期間延長願書

- 一 従来の借受状況
- 1 契約締結年月日
- 2 借受満了年月日
- 3 借受料金

- 4 借受料納付場所及びその年月日(本書提出の前年度分)
 - 二 今後の借受について
 - 1 所在地名及び地番
 - 2 土地の地目又は建物の種類、構造
 - 3 数量
 - 4 借受目的又は用途
 - 5 借受希望期限
 - 6 借受希望料金
- 右の財産を鳥取縣縣有財産及び營造物に關する條例(昭和二十九年四月一日鳥取縣條例第十号)の規定によつて借受けていましたが昭和 年 月 日をもつて借受期間が満了しますので右のとおり期間延長して下さるようお願いいたします。

年 月 日
 借受願人 住 所
 氏 名

連帯保證人 住 所

氏 名

鳥取縣教育委員會殿

(様式第五号)

使用(借受)教育財産の使用目的變更承認願書

- 一 契約締結年月日
 - 二 所在地名及び地番
 - 三 種類構造及び數量
 - 四 現在までの使用目的
 - 五 變更しようとする使用目的
 - 六 變更しようとする理由
- 右の使用(借受)財産の使用目的を變更したいから御承認下さるようお願いいたします。

年 月 日
 使用者又は借受人 住 所
 氏 名

鳥取縣教育委員會殿

(様式第六号)

使用(借受)教育財産の原形變更承認願書

- 一 契約締結年月日
 - 二 所在地名及び地番
 - 三 数量
 - 四 使用目的又は用途
 - 五 原形變更を必要とする理由及びその概況
- 右の使用(借受)教育財産を別紙図面に従い原形を變更したいから御承認下さるようお願いいたします。
- なお契約期間満了したとき又はその他の理由により使用(借受)教育財産を返還する場合には財産原形の變更部分の原状回復又はその他の処置については指示に従うことを条件とします。

年 月 日

使用者又は借受人 住所 氏名 ㊦

鳥取縣教育委員會殿

(様式第七号)

教育財産借受人住所氏名變更届書

- 一 契約締結年月日
 - 二 所在地名及び地番
 - 三 種類構造及び數量
- 右の財産を借受中のところ次のとおり借受人の住所氏名を變更したいのでお届けします。
- 一 旧借受人の住所氏名
 - 二 新借受人の住所氏名

年 月 日

新借受人 住所 氏名 ㊦

新連帯保証人 住所 氏名 ㊦

鳥取縣教育委員會殿

(様式第八号)

借受教育財産返還届書

- 一 契約締結年月日
- 二 所在地名及び地番
- 三 土地の地目、又は建物の種類構造
- 四 數量
- 五 借受目的又は用途
- 六 借受期間
- 七 借受料金

右の財産は(貸付期間満了又は契約書第 條に定め)に
より昭和 年 月 日付で返還するため、
借受料金を昭和年月日完納し借受当時の原形に回復(又は
は……)したからお届けします。

年 月 日

借受人 住所 氏名 ㊦

鳥取縣教育委員會殿

様式第九号

教育財産台帳編成目録

A 土地の部	B 建物の部
○土地集計表	○建物集計表
1 校地の部	1 校舎の部
▲校地集計表	▲校舎集計表
(1)所有權の部	(1)所有權の部
(2)地上權の部	(2)借用の部
(3)地役權の部	(3)貸付の部
(4)貸付の部	2 屋内運動場の部
2 運動場の部	▲屋内運動場集計表
▲運動場集計表	(1)所有權の部
(1)所有權の部	(2)借用の部
(2)地上權の部	(3)貸付の部
(3)地役權の部	(3)その他の部
(4)貸付の部	8 その他の建物集計表
	▲その他の建物集計表

<p>3 田地の部</p> <p>▲田地集計表</p> <p>(1)所有權の部</p> <p>(2)地上權の部</p> <p>(3)地役權の部</p> <p>(4)貸付の部</p> <p>4 畑地の部</p> <p>▲畑地集計表</p> <p>(1)所有權の部</p> <p>(2)地上權の部</p> <p>(3)地役權の部</p> <p>(4)貸付の部</p> <p>5 山地の部</p> <p>▲山地集計表</p> <p>(1)所有權の部</p> <p>(2)地上權の部</p>	<p>(1)所有權の部</p> <p>(2)借用の部</p> <p>(3)貸付の部</p> <p>○ 立木の部</p> <p>D 船 舶</p> <p>E 自 動 車</p> <p>F 重要な機械器具</p>
<p>(3)地役權の部</p> <p>(4)貸付の部</p> <p>6 その他の部</p> <p>▲その他の土地集計表</p> <p>(1)所有權の部</p> <p>(2)地上權の部</p> <p>(3)地役權の部</p> <p>(4)貸付の部</p>	

様式第九号の二

土地集計表 (A)

所 主 属 体	名 稱	所在地	田 地		畑 地		山 地		そ の 他		沿 革	備 考
			数	坪数 價格	数	坪数 價格	数	坪数 價格	数	坪数 價格		
			坪	円	坪	円	坪	円	坪	円		
			坪	円	坪	円	坪	円	坪	円		
			坪	円	坪	円	坪	円	坪	円		

記載要領

- 1 本集計表は各所属主体ごと（但し本校、分校別）に別葉として作成すること
- 2 本集計表は毎年九月の末日現在において記入すること
- 3 本集計表は集計表（B）を合計したものを記入すること
- 4 沿革欄は所属主体の變遷に伴う移動の概要について記入すること
- 5 本集計表は増の場合には黒書減の場合には朱書で記入すること
- 6 備考欄には一期間内における増減數量の概要その他必要な事項を記入すること

様式第九号の三

土地集計表 (B)

用途別	区分 記年月日	所有権		地上権		地役権		貸付		合 計		備 考
		坪数	価格	坪数	価格	坪数	価格	坪数	価格	坪数	価格	
		坪	円	坪	円	坪	円	坪	円	坪	円	

記載要領

- 1 本集計表は各所属主体ごと。(但し本校、分校別) に別業として作成すること
- 2 本集計表は土地(内譯表)の表をまとめて各用途種別ごとに別業として作成すること
- 3 本集計表は毎年九月末日現在において記入すること
- 4 本集計表は増の場合には黒書減の場合には朱書で記入すること
- 5 面積はすべて坪数で記載すること
- 6 備考欄には一期間内における増減数量その他必要な事項を記入すること

(様式第九号の四) 土地 (内譯表)

用途別	種別	年月日	地目	面積 (坪又は畝)	價 格	果 計 價 格	面積 坪	該土地 所在地	該土地 所在地	名 稱	權 利 種 別	取得年月日	左記の事由	登記完了 年月日	備 考
					円		坪								

記載要領

- 1 本表は各所属主体ごと(但し本校、分校別) に別業として作成すること
 - 2 本表は用途種別(敷地、運動場、田地、畑地、山地、その他) の6分類とし、更に権利の種類(所有権、地上権、地役権、貸付) の4分類ごとに別業として作成すること
- (注意)

(1) 「敷地」とは一園の校地内の敷地をいう。但し學校以外の所属主体においてはすべての敷地を含む

- (2) 「その他」の土地には學校において前号(1)以外の敷地即ち一團の校地外の敷地を含む
- 3 本表は登記簿に記載された一筆ごとの土地を別欄に記入すること
- 4 地目は登記簿に記載された地目を記入すること
- 5 その他の土地については備考欄にその用途内容を記入すること
- 6 本表は取得の場合を黒書喪失の場合を朱書で記入するものとし異動の場合は当該土地の別番號(通番號)備考欄にそれぞれの通番號をもつてその關係を明示しておくこと但し累計欄はすべて黒書すること
- 7 通番號は取得年月日の順と合致するように記入すること
- 8 面積は登記簿に記載された単位で表示すること 但し累計欄はすべて坪数で記入すること
- 9 価格は当時における賣買價格、契約價格又は見積價格を記入することなお備考欄にその算定方法を記入すること
- 10 権利の取得、喪失年月日は賣買又は契約の締結又は消滅年月日を記入すること
- 11 登記完了年月日は登記簿に記載された年月日を記入すること
- 12 備考欄には(5)(6)(9)の外必要な事項を記入すること

(様式第九号の五) 建築物集計表 (A)

所属主体 記年月日	名 稱		屋内運動場		その他		合 計		備 考
	所在地	廳舎又は校舎 面 積 延坪	面 積 延坪	價 格 円	面 積 延坪	價 格 円	面 積 延坪	價 格 円	
		坪	坪	円	坪	円	坪	円	
		坪	坪	円	坪	円	坪	円	
		坪	坪	円	坪	円	坪	円	

記載要領

- 1 本表は各所属主体ごと(但し本校、分校別)に別葉として作成すること
- 2 本集計表は毎年九月末日現在において記入すること
- 3 本集計表は集計表(B)を合計したものを記入すること
- 4 沿革欄は所属主体の變遷に伴う移動の概要について記入すること
- 5 本集計表は増の場合を黒書 減の場合は朱書で記入すること
- 6 備考欄には一期間内における増減数量の概要その他必要な事項を記入すること

建築物集計表 (B)

用途種別	所有權		借用		貸付		合計		備考
	面積	坪	面積	坪	面積	坪	面積	坪	
記年月日	延坪	坪	延坪	坪	延坪	坪	延坪	坪	
載年月日	延坪	坪	延坪	坪	延坪	坪	延坪	坪	
價格	円	坪	円	坪	円	坪	円	坪	
面積	延坪	坪	延坪	坪	延坪	坪	延坪	坪	
價格	円	坪	円	坪	円	坪	円	坪	
面積	延坪	坪	延坪	坪	延坪	坪	延坪	坪	
價格	円	坪	円	坪	円	坪	円	坪	
面積	延坪	坪	延坪	坪	延坪	坪	延坪	坪	
價格	円	坪	円	坪	円	坪	円	坪	

記載要領

- 1 本集計表は各所屬主体ごと（但本校、分校別）に別業として作成すること
- 2 本集計表は建物（内譯表）の表をまとめて各用途種別ごとに作成すること
- 3 本集計表は毎年九月末日現在において記入すること
- 4 本集計表は増の場合を黒書減の場合を朱書で記入すること
- 5 面積はすべて坪数で表示すること
- 6 備考欄には一期間内における増減数量その他必要な事項を記入すること

様式第九号の七 建築物 (内譯表)

用途別	通番號	台帳記載年月日	建種物別	構造及敷	面積	建坪		價格	果計	建坪	延坪	該建築物	所屬主体		左記の事由	登記年月日	備考
						延坪	坪						名稱	所在地			
						延坪	坪	円		延坪	坪		名稱	所在地			
						延坪	坪	円		延坪	坪		名稱	所在地			
						延坪	坪	円		延坪	坪		名稱	所在地			

記載要領

- 1 本表は各所屬主体ごと（但し本校、分校別）に別業として作成すること
- 2 本表は用途種別（廳舎又は校舎屋内運動場その他）の3分類とし更に権利の種別（所有權、借用、貸付）の3分類としてそれぞれ別業を作成すること
- 3 本表は登記簿に記載された一筆ごとの建物を別欄に記入すること
- 4 建物種目は登記簿に記載された建物の種目を記入すること

- 5 前号の建物の用途内容は備考欄に記入すること
- 6 本表は取得の場合黒書喪失の場合を朱書で記入するものとし異動の場合は當該建物の別番號(通番號)備考欄にそれぞれの通番號をもつてその關係を明示しておくこと 但し累計欄はすべて黒書すること
- 7 通番號は取得年月日の順と合致すること
- 8 面積はすべて坪單位で表示すること
- 9 價格は當時における賣買價格契約價格又は見積價格を記入すること、なお備考欄にその算定方法を記入すること
- 10 権利の取得喪失年月日は賣買又は契約の締結又は建増改築及び取こわし年月日を記載すること
- 11 登記完了年月日は登記簿に記載された年月日を記入すること
- 12 備考欄には5,6,9の外災害保險その他必要な事項を記入すること

様式第九号の八 立 木

所 属		主 体 名		所 地 名		所 有 者 名		利 害 權 取 得 年 月 日		左 記 理 由		登 記 日		備 考	
通 番 號	台 帳 記 載 年 月 日	權 利 の 種 別	樹 種	該 立 木 石 數	計 價 格	石 數	價 格	植 栽 年 度	該 立 木 所 在 地 名	權 利 喪 失 年 月 日	左 記 理 由	登 記 日	備 考	備 考	備 考
				石	円	石	円								

記載要領

- 1 本表は各所属主体ごと(但し本校、分校別)に別葉として作成すること
- 2 本表は権利の種別、所有權、地上權、借用ごと及び同一樹種林ごと及び同一樹令林ごとにそれぞれ別欄に記入すること
- 3 本表は取得の場合を黒書、喪失の場合を朱書で記入するものとし、異動の場合は當該立木の別番號(通番號)備考欄にそれぞれの通番號をもつてその關係を明示しておくこと。但し累計欄はすべて黒書すること
- 4 通番號は取得年月日の順と合致するよう記載すること
- 5 面積はすべて石數で表示すること
- 6 價格は當時における見積價格を記入すること なおその算定方法を備考欄に記入すること
- 7 権利の取得喪失年月日は賣買又は植栽及び伐採年月日を記入すること
- 8 登記完了年月日は登記簿に記載された年月日を記入すること
- 9 備考欄には6の他必要な事項を記入すること

様式第九号の九 船舶、自動車、重要な機械器具

種別	所屬主体		所在地	権利の取得 喪失年月日	左記理由	登録完了 年月日	備考
	数量	果計					
通番号	台帳記載年月日	権利の品名又は名稱及び構造	該機器	数量	果計	所有者氏名及び住所	
			價格	價格			

記載要領

- 1 本表は各所屬主体ごと（但し本校、分校別）に別葉として作成すること
- 2 種別（船舶、自動車、機械器具）ごとに別葉として作成すること
- 3 本表は同一機器ごと及び権利の種別（所有権、借用権）ごとに別欄に記入すること
- 4 本表は取得の場合を黒書喪失の場合を朱書で記入するものとし異動の場合は当該機器の別番号（通番号）備考欄にそれぞれの通番号をもつてその関係を明示しておくこと但し果計欄はすべて黒書すること
- 5 品名又は名稱及び構造欄は
 - (1) 船舶は船名、型、造、船長、巾、深、屯數、馬力附屬器具等を明記すること
 - ※ 自動車は名稱、車輛番号、型名、年式、馬力等を明記すること

別表

- (3) 機械器具については上記に準じて所要事項を明記すること
- 6 價格は売買、契約又は見積價格を記入すること
- 7 権利の取得喪失年月日は買賣、契約、破棄の年月日を記入すること
- 8 登録完了年月日は登録台帳に記載された年月日を記入すること
- 9 備考欄にはその他必要な事項を記入すること

條例第二條第一項第五号に規定する重要な機械器具等

- 一 自動車（道路交通取締法施行令（昭和二十八年政令第二百六十一号）第四十七條第二項により別表第一に定められたもの）の内次に掲げるもの

- 1 普通自動車
- 2 けん引自動車
- 3 特殊作業用自動車
- 4 小型自動四輪車
- 5 自動三輪車

6 特殊自動車

- 二 レントゲン機械（備付のもの）
- 三 製紙機械
- 四 織物機械
- 五 電話施設（果が施設したもの）
- 六 無線電信施設
- 七 製糸機械
- 八 発電施設
- 九 活版印刷機